

○津山工業高等専門学校防火管理規程

〔昭和44年4月1日〕
規程第3号

改正 平成元年6月28日規程第10号 平成5年9月10日規程第3号
平成16年3月19日規程第12号 平成28年2月17日規程第13号

(目的)

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における防火管理の徹底を期し、もって火災その他の災害による人的・物的被害の防止及び軽減をはかることを目的とする。

(他の法令等との関係)

第2条 本校の防火管理に関しては、法令、本校規則又はこれらに基づく特別の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(防火対策委員会)

第3条 防火管理に関する事項を審議するため津山工業高等専門学校防火対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は別に定める。

(防火管理の総括等)

第4条 校長は、防火管理に関する業務を総括する。

2 事務部長は、校長を補佐し、防火管理に関する業務を整理する。

(防火管理者等)

第5条 本校に、消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火管理者を置く。

2 前項の防火管理者は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条に規定する資格を有する者のうちから校長が命ずる。

3 防火管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 消防計画の作成

(2) 消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施

(3) 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備

(4) 火気の使用又は取扱に関する監督

(5) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理

(6) 収容人員の管理

(7) その他防火管理上必要な業務

- 4 防火管理の徹底を期すため、防火管理者のもとに防火担当責任者及び火気取扱責任者を置く。
- 5 防火担当責任者には不動産監守者、火気取扱責任者には不動産補助監守者をもって充てる。
- 6 防火担当責任者は、防火管理者を補佐し、別に定める区域の防火対象物の防火管理を行う。
- 7 火気取扱責任者は、不動産監守区域の火気使用設備を点検するとともに、火気の手扱に留意し、退庁の際は、常に火気の安全を確認しなければならない。

(自衛消防隊)

第6条 火災その他の事故発生を最小限度に留めるため、自衛消防隊を置く。

- 2 自衛消防隊の組織及び任務分担は別に定める。

(消防設備等の整備及び点検)

第7条 防火、消防及び避難等の消防設備を常に正常な状態に維持するため、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6に規定する整備点検を別表により行うものとする。

(臨時火気使用)

第8条 構内において臨時に火気を使用する場合は、事前に別紙様式により防火管理者に願い出てその許可を受けなければならない。

- 2 前項の場合には、防火措置を整え、火気使用が危険をとまなうことがないよう万全の注意を払わなければならない。

(出火の際の処置)

第9条 火災の発生を発見した者及び通報を受けた職員は、直ちに、火元区域の教職員の協力を得て、初期消火等応急の処置を講じなければならない。

- 2 火災が発生した場合は、教職員は直ちに本校自衛消防隊組織及び任務分担表の定めに従って消防活動に努めなければならない。

(防火訓練及び教育)

第10条 防火管理者は、次に掲げる防火訓練及び教育を行うものとする。

- (1) 基礎訓練 消火、通報、避難、その他
- (2) 総合訓練
- (3) 防火教育

(教職員、学生等の遵守事項)

第11条 教職員及び学生並びに本校の施設を利用する者は、次の事項を遵守するとともに、防火管理者、防火担当責任者及び火気取扱責任者が行う防火管理上の指示に従わなければならない。

- (1) 火気を使用する場合は、可燃物を安全な位置に置くとともに、周囲を常に整理、

整頓し、火気使用中は、当該場所を離れないこと。

- (2) 火気使用後は、熱源を完全に遮断し、安全を確認すること。
- (3) 電気及びガスの配線及び配管を許可なくして変更して使用しないこと。
- (4) 消火器等の所在及び操作方法を熟知しておくとともに、付近には操作の支障となる物を置かないこと。
- (5) 構内は全面禁煙となっているので、喫煙してはならない。
- (6) 退室に当たっては、必ず火気の点検を行い、安全を確認の上、退室すること。
- (7) 火気の不始末を発見したときは、臨機に適切な措置を行うとともに、当該火気取扱責任者に報告すること。
- (8) 引火性、発火性の薬品等の室内への持ち込みは、必要最小限にするとともに、その使用及び保管については、細心の注意を払うこと。
- (9) 防火管理上に行われる巡視点検、調査等には協力すること。

(危険物等の取扱)

第12条 法令に定める危険物、準危険物及び特殊可燃物並びに各種実験用ガス（以下「危険物等」という。）の取扱者は、前条に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険物等の容器又は包装の外部には、危険物又は取扱注意を表示し、品名及び数量を明記しておくこと。
- (2) 危険物等の保管に当たっては、容器が転倒しないよう留意すること。
- (3) 危険物の性質に従い、保管室内の温度、湿度、遮光及び換気等に留意すること。
- (4) 危険物等の盗難防止上の確実な措置を行うこと。
- (5) 引火性の危険物等の保管場所において、火気を使用しないこと。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、地震等の非常災害に際しては、この規程を準用する。

2 この規程の実施に関し必要な細則は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（平成元年6月28日規程第10号）

この規程は、平成元年6月28日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則（平成5年9月10日規程第3号）

この規程は、平成5年9月10日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成5年9月10日規程第3号）

この規程は、平成5年9月10日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月19日規程第12号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月17日規程第13号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

消防設備等の整備点検検査基準

区 分	外 観 点 検	機 能 点 検	総 合 点 検
消火器具，誘導灯，誘導標識， 消防用水等	毎 月 1 回	6 月 毎 に 1 回	
屋内消火栓設備，自動火災報 知設備，避難器具等	毎 月 1 回	6 月 毎 に 1 回	年 1 回
動力消防ポンプ設備	毎 月 1 回	（作動点検含） 6 月 毎 に 1 回	年 1 回
配 線			年 1 回

別紙様式（第8条関係）

火 気 使 用 許 可 願

津山工業高等専門学校防火管理者

殿

火気使用責任者（所属・職名・氏名）

印

下記のとおり，火気を使用したいので許可くださるよう，よろしくお願ひします。
なお，使用後は責任をもって処置します。

記

火気使用日時 年 月 日 時 分から
 年 月 日 時 分まで

火気使用目的

火気使用場所（図示すること。）

火 気 使 用 許 可 書

火気使用責任者

殿

津山工業高等専門学校防火管理者



下記のとおり火気使用を許可します。

なお、火気使用の注意事項を厳守すること。

記

火気使用日時	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
火気使用場所	()				

火気使用の注意事項

- (1) 火気使用中は常に監視すること。
- (2) 火気の程度は過度にならないこと。
- (3) 消火器または水等の消火準備をととのえること。
- (4) 火気使用後は再出火のないよう万全の注意をはらうこと。
- (5) 使用完了後は火元責任者に届出ること。